

# ボッチャ公認クラス分け員資格規定

一般社団法人日本ボッチャ協会クラス分け委員会

## (目的)

第1条 この規定は、一般社団法人日本ボッチャ協会公認クラス分け員（以下クラス分け員）の国内における資格に関する事項を定めるものである。

## (資格の認定)

第2条 クラス分け員の資格は、以下のように認定される。

1. 本協会クラス分け委員会が主催するクラス分け員養成講習会の全日程を履修し、国内における本協会主催の公認大会でのクラス判定業務ならびに競技観察を行い、資格認定審査（筆記）において、一定以上の成績を収めた者に対して認定する。
2. 公認大会における競技観察は、クラス分け委員会が指定する競技大会の大会期間で十分な競技観察を行うことを条件とし（2日間の競技日程を目安とする）、この条件を満たした者に対し、資格認定審査を実施する。

## (資格の失効)

第3条 クラス分け員資格は、次の場合に失効する。

本協会会員の年度更新を行わない場合、その者のクラス分け員資格は失効する。

## (クラス分け員養成講習会)

第4条 クラス分け委員会は、クラス分け員を養成することを目的として、ボッチャクラス分け員養成講習会を以下のように実施する。

1. 当協会役員または当協会登録団体代表者からの推薦を受けた、医師、理学療法士、作業療法士免許を有する者、あるいはこれらと同等のものと同主催者が判断明日資格を有する者の中で、本協会のクラス分け員としてクラス分け業務に従事できる者に対して実施する。
2. 日本選手権予選会の事前に、予選会開催地にて実施する（年2回）。
3. 講習内容は、講義3時間及び実技2時間以上とする。
4. クラス分け委員会が指定する協会公認大会での競技観察（2日間）を実施する。
5. 講習会受講ならびに競技観察実施後に筆記試験を実施する。
6. 筆記、実技ともに十分な実力を認められる者に対して、その資格を付与する。

## (報酬)

第5条 クラス分け委員会の活動における報酬は次の通りとする。

- ① 原則として、報酬は、本協会の謝金規程に準ずる。

- ② 原則として、交通費及び宿泊費は本協会の旅費規程に準ずる。
- ③ 報酬は公式な活動においてのみ発生し、地域での各クラス分け員の活動においては発生しないものとする。

(附則)

第6条 本規定は、平成31年4月1日より実施する。

一般社団法人日本ボッチャ協会  
クラス分け委員会 規程

(名称)

第1条 本委員会は、一般社団法人日本ボッチャ協会クラス分け委員会（以下、「クラス分け委員会」という。）とする。

(目的)

第2条 本委員会は、一般社団法人日本ボッチャ協会定款（以下、「定款」という。）第4条の（1）における大会開催事業および同第4条の（2）における講習会事業として、国内のボッチャ選手のクラス分けに関する事業ならびにクラス分け員養成講習会開催事業を所管し、広くクラス分けについての理解を促進するとともに、一般社団法人日本ボッチャ協会（以下、「本協会」という。）の公認大会の出場選手のクラスを判定すること、クラス分け員を養成することを目的とする。

(委員会)

第3条 本委員会は定款第50条（2）に定める組織から独立した専門委員会として設置する。

2. 本委員会の運営は、一般社団法人日本ボッチャ協会にクラス分け員として登録した会員の中より、若干名の委員を選出して行う。委員の任期は、当協会の理事の任期期間と同様とし、再任を妨げない。
3. 委員長は前項で選出された委員の中から互選する。委員長は本委員会を総理する。

(活動事項)

第4条 本委員会は、第2条の目的を達成するために、次に掲げる活動を行う。

- 1) 国内のボッチャ選手のクラス分けに関すること
- 2) 国内のクラス分け員の養成に関すること
- 3) クラス分け規則の制定ならびにクラス分け規則集の編集、発行、基本方針に関すること
- 4) 公認大会でのクラス判定業務
- 5) その他、必要な事業を行う

ただし、各地域におけるクラス分け員の活動については、各地域での競技普及においてクラス分けに関する活動（地域大会でのクラス判定業務、地域クラブチームなどの選手のクラス判定、地域でのクラス分け理解のための講習会開催・伝達講習会等）を行うことについて、これを妨げない。ただし、ここで行われた選手のクラス判定については当協会における公式のクラス分けとしては認めない。

(資格の認定・失効)

第5条 クラス分け員の資格は、別に定める「一般社団法人日本ボッチャ協会公認クラス分け員資格規程」によって認定され、または、失効する。

(クラス分け員の業務)

第6条 クラス分け員は、次の業務を果たさなければならない。

- 1) 本協会会員登録をもって毎年資格を更新しなければならない。
- 2) 法令及び本協会の各種規程、規則を遵守しなければならない。
- 3) クラス分け競技規則等を常に正しく理解しなければならない。
- 4) 公認大会においては行動規範を遵守し、常に公平公正な判定をしなければならない。
- 5) 暴力団など反社会的勢力とは一切関係を持たず、暴力団など反社会的勢力との取引及びあらゆる不当要求を拒否すること。

(報酬・旅費等)

第7条 本委員会は、クラス分け員が本委員会の依頼により大会などにおけるクラス判定業務や講習会を行うことを目的として旅行した時は、別に定める「一般社団法人日本ボッチャ協会公認クラス分け員資格規程」及び本協会の定める旅費規程により、当該クラス分け員に対して旅費及び手当を支給する。

(附則)

第8条 本規定は、平成31年4月1日より実施する。